

茨城県北ジオパーク推進協議会規約

平成 22 年 2 月 24 日
制 定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、「茨城県北ジオパーク推進協議会」（以下「推進協議会」という）と称する。

(目的)

第 2 条 推進協議会は、会員及び関係者相互の連携により茨城県北地域の地質、生態、歴史、文化等を保護保全するとともに、それらを教育、観光の振興等に活用し、もって地域の活性化と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げるジオパークに関する事業を行う。

- (1) 茨城県北地域が有するジオパーク資源を利用した教育啓発及び観光に関する事業
- (2) 茨城県北地域における地質学的、生態学的、考古学的、歴史的、文化的調査研究に関する事業
- (3) 茨城県北地域におけるジオパーク資源の保全と自然保護に関する事業
- (4) 上記事業を達成するための地域連携や情報発信に関する事業
- (5) インタープリター（各地域において茨城県北ジオパークの解説を行う者）の養成に関する事業
- (6) その他目的達成のために必要な事業

第 2 章 会員

(会員)

第 4 条 推進協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
 - (2) 賛助会員
- 2 正会員は、推進協議会の目的に賛同して入会した地方公共団体、大学及びその他の団体とする。
 - 3 賛助会員は、推進協議会の目的に賛同し、賛助金を納めて入会した団体又は個人とする。
 - 4 正会員が推進協議会に対して代表者としてその権利を行使する者は原則、正会員の長とし、その氏名を会長に届出なければならない。ただし、正会員の長が権利を行使するものとして指名した者がある場合には、その氏名を会長に届出し、権限を行使する者とする事ができる。

(入会)

第 5 条 推進協議会の正会員になろうとする団体は、入会申込書を会長に提出し、総会の承認を受けなければならない。

- 2 賛助会員になろうとする団体または個人は、別に定める賛助金を添えて入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第 6 条 正会員は、理由を付して退会届を会長に提出することにより、退会することができる。

(負担金)

第 7 条 正会員は、総会の決議を経て別に定める負担金を納入しなければならない。

第3章 役員及び職員等

(役員)

第8条 推進協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 監査役 2名
- 2 会長、副会長及び監査役は正会員の互選とし総会において選出する。
 - 3 監査役は、会長、副会長を兼ねることができない。

(役員職務等)

第9条 会長は、推進協議会の会務を総理し、その代表となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 監査役は、推進協議会の業務の執行及び会計事務を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬等)

第11条 役員は、無報酬とする。

(事務局及び職員)

第12条 この協議会の事務を処理するため、当分の間、茨城大学に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(会議)

第13条 推進協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

(総会構成)

第14条 総会は推進協議会の意思決定機関であり、正会員をもって組織し、第4条第4項に定める者が出席するものとする。

(総会招集)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

第16条 定期総会は、会計年度終了後、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、当該総会において副会長の中から議長を選出する。

(総会決議事項)

第18条 総会は次の事項について協議し、決定する

- (1) 規約及び重要な規程の制定又は変更
- (2) 役員選任等
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (5) その他総会で決議するものとしてこの規約で定められた事項

(総会の定足数)

第19条 総会は、正会員現在数の過半数の正会員が出席しなければ、議事を開き決議することができない。

- 2 総会の決議は、出席正会員の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 4 前項の場合における第1項及び第2項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(運営委員会)

第20条 推進協議会に具体的事項を審議し、事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会を置く。

(運営委員会の構成)

第21条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 正会員の長から推薦のあった者 正会員各1人
- (2) その他、委員長が必要と認めた者 若干人
- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(権限)

第22条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項に関すること
- (2) 総会で決議した事項の執行に関すること
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(委員長)

第23条 運営委員会に委員長及び副委員長をおく。

- 2 運営委員会の委員長は委員の中から会長が指名する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(運営委員会の委員長)

第24条 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営委員会の定足数)

第25条 運営委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開催することができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第26条 運営委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第27条 運営委員会のもとに、具体的事業を行うためワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置に関し、必要な事項は運営委員会で別に定める。

第5章 活動

(拠点施設等)

第28条 事業の遂行のため拠点施設等を置く。

2 拠点施設等に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(インタープリター等との連携・協働)

第29条 会長は、推進協議会が実施するインタープリター養成講座を修了した者を、インタープリターとして認定する。

2 推進協議会及び正会員は、ジオネット（インタープリターが原則として正会員の市町村を1単位として構成するジオパークに関する活動を行う組織）及びそのすべてのジオネットで構成される茨城県北ジオパークジオネットと相互に連携・協働するよう努めるものとする。

第6章 会計

(会計)

第31条 推進協議会の活動に要する経費は負担金及び補助金その他の収入をもって充てる。

(会計の期間)

第32条 推進協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 雑則

(その他)

第33条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営その他必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成22年2月24日から施行する。
- 2 推進協議会の設立当初の会計年度は、第30条の規約にかかわらず、設立の日から3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成24年9月26日から施行する。
- 5 この規約は、平成25年7月31日から施行する。
- 6 この規約は、平成29年7月19日から施行する。
- 7 この規約は、平成29年10月2日から施行する。